

海外経済要録

米州諸国

◇米国、公定歩合を引上げ

米国連邦準備制度理事会は4月20日、フィラデルフィア、クリーブランド、リッチモンド、アトランタ、ミネアポリス、カンザスシティー、サンフランシスコの7連銀が公定歩合を5.5%から5.75%に引き上げ23日から実施することを承認した旨発表した。統いて26日にはシカゴ、セントルイス、ダラスの3連銀の追随引上げ(27日実施)を承認、さらに30日にボストン連銀(5月1日実施)、5月3日には残るニューヨーク連銀(4日実施)の同様の引上げを承認した。

今次引上げは、さる1月15日(4.5→5.0%)および2月26日(5.0→5.5%)に続く本年3回目の引上げであるが、その趣旨について同理事会は、「前回の公定歩合引上げ後の金融市場の推移に留意した」と説明している。

◇米国、銀行貸出コミットメントの自粛を要請

米国連邦準備制度理事会、通貨監督官および連邦預金保険会社は4月6日、預金量1億ドル超の銀行に対し、概要次のような書簡を送り、銀行貸出コミットメント^(注)の増加を自粛するよう要請した。

^(注) 貸出コミットメント(loan commitment)とは、正式の約定書等の形で、取引先に対して一定額のクレジット・ラインの供与を約した貸出実行約束をいう。

(1) 銀行の貸出コミットメントは、銀行にとっても顧客にとっても健全な業務計画を策定するうえで役だつものであるが、銀行の健全経営と経済の順調な拡大を図るためにには、これを慎重に行なう必要がある。その意味で、最近の貸出コミットメント残高の高水準とその実行額の著増についてはとくに注目を要する。

(2) 各銀行は、貸出コミットメントの総額に関する資料を整備するとともに、貸出実行予想額についても定期的に慎重に判断されたい。また先行き経済金融情勢に変化がありうることも考慮したうえ、適時正常な形で貸出を実行しうるよう資金の調達方法にも十分配慮しておかれたい。

(3) 当局としては、各銀行に対して上記原則を十分考慮するよう要請するとともに、貸出コミットメントの動向につき定期的に最新の報告を徴求する措置を講ずる。

◇米国、二重プライム・レート等の適用基準を発表

金利配当委員会(委員長、バーンズFRB議長)は4月16日、二重プライム・レート(dual prime rate)等の適用基準を発表した。本件は、バーンズ委員長が3月22日、上中位7行のプライム・レート大幅引上げ(6.25→6.75%)の一部撤回を要請した際にあわせて提唱し、その後同委員会で検討されていたものである。概要次のとおり。

(1) 目的

本基準のおもな目的は、中小企業の金利負担が過重にならないようにする一方、全国的規模の大企業向け貸出金利は、金融市場の情勢に応じてこれを彈力的に変更できるようにすることにある。ただし、いずれの場合にも、貸出リスクその他の要因に応じて金利格差を設けるという通常の取引慣行を妨げるものではない。

なお、ここにいう中小企業とは、過去12か月間の借入れ残高(長期の不動産抵当借入れを除く)が常時35万ドルをこえず、かつ資産残高が1百万ドルをこえない米国内の借入れ先(商業、工業あるいは農業)をさす。

(2) 金利体系

イ. 「大企業向けプライム・レート(large-business prime rate)」は、銀行が最も信用度の高い大企業に適用する短期貸出金利であって、現在のいわゆるプライム・レートに相当する。

ロ. 「中小企業向けプライム・レート(small-business prime rate)」は、通常1地方の銀行からしか借り入れない先のうち、最も信用度の高い先に適用される最優遇金利である。本レートは銀行によって異なることがある。

ハ. 銀行の貸出金利は、大企業、中小企業の別を問わず貸出リスクの程度、貸出額の多寡などに応じて決められるが、この場合、大企業向け金利は「大企業向けプライム・レート」を、中小企業向け金利は「中小企業向けプライム・レート」をそれぞれ基準とする。

(3) 金利変更の運用基準

イ. 大企業向け貸出金利については、公開市場金利(open market interest rates)の変動に応じてこれを彈力的に変更してもよい。ただし、「大企業向けプライム・レート」を引き上げる場合は、金融市場をかく乱しないよう徐々に(in moderate steps)行なうものとする。

ロ. 中小企業向け貸出金利については、明らかにコス

トが上昇している場合を除き、4月16日の水準をこえてこれを引き上げてはならない。また引上げを行なう場合でも、大企業向け貸出金利と比べて引上げ幅は必ず小幅で、かつそのひん度も少なくなければならない。

ハ. 住宅抵当貸付および消費者信用の金利にはとくに配慮し、「大企業向けプライム・レート」等がかなり上昇した場合でも相対的安定を維持させるものとする。

ニ. 中小企業向け貸出、住宅抵当貸付および消費者信用の金利については、資金コストが大企業向け貸出や証券投資等による収益増でカバーしきれないほど上昇しないかぎりこれを引き上げてはならない。またコスト上昇に伴い金利を引き上げる場合でも、特定の貸出分野についてのみ引き上げてはならない。

(4) 収益率規制

上記基準により「大企業向けプライム・レート」はこれを弾力的に引き上げうることになるが、これにより貸出平均金利が上昇して当該銀行の収益率が不当に上昇することがあってはならない。このため、貸出金利を引き上げる場合、これにより当該銀行の国内部門(信託部門やデータ処理等サービス関係を除く)の収益率が過去4暦年ににおける最良の2年の平均収益率を上回ってはならないものとする。ここにいう収益率とは、税引前経常利益(net operating income)を経常収入(gross operating income)で除したものとさす。

(5) その他

銀行は、住宅購入者、消費者、中小企業および農業の正当な借り入れ需要に引き続き応ずるものとし、これが確認のため定期的に報告書を提出しなければならない。

◇米国、金利平衡税を延長

米国議会は4月4日、本年3月末期限切れとなった金利平衡税を1974年6月30日まで15か月延長する法案を可決、同法案は同月10日大統領の署名を得て成立した(4月1日を及実施)。

◇ニクソン大統領、通商教書を議会に提出

ニクソン大統領は4月10日、議会に通商教書を送り、同時に提案した「1973年通商改革法(Trade Reform Act of 1973)」案を中心に趣旨説明を行なった。本法案は、73年秋から始まる国際通商交渉を控え、政府に対する大幅な権限付与を求めるものである。同教書の概要次のとおり。

(1) きたるべき通商交渉における政府の交渉力を強化するため、議会に対し、次の権限を政府に付与するよう要請する。

イ. 關税の撤廃、引下げないし引上げの権限(5年間有効)

ロ. 非關税障壁に関する取決めを締結する権限

ハ. 關税評価、原産地表示等に関する問題につき取決めを締結する権限

(2) 輸入急増による深刻な打撃を避けるため、輸入制限の発動条件を緩和するよう勧告する。すなわち、現行制度では、輸入制限に訴えうるのは、輸入が国内産業に対し深刻な打撃ないし脅威を与える「主たる要因(major cause)」(つまり他の諸要因を合わせたものより大きな要因)であると關税委員会が判断した場合に限られているが、これを「第1の要因(primary cause)」(諸要因中最大の単一要因)であれば足りることにするとともに、国内産業の被害が既往の關税譲許に基づくものでなければならないという現行の要件も廃止する。それが「第1の要因」なりや否やは「市場かく乱(market disruption)」の有無により判断し、その市場かく乱は、①輸入が相当額(substantial)に達し、②それが絶対額でも国内市場シェアでも急増し、③かつ輸入品価格が競合する国内製品のそれよりかなり低い場合、に生ずるものとする。

なお、輸入制限は5年間有効であり、大統領の裁量によりさらに2年間延長しうる。また例外措置として2年の期間が終わった後においても、關税委員会の審査に基づきさらに延長しうる。

(3) 米国市場における不公正な競争に対処するため、より迅速な調査・決定ができるよう反ダンピング法と相殺關税法の改正を提案する。また外国の生産者が、カルテルや独占によって米国市場で価格を引き上げたり貿易制限によって米国の利益をそこなう場合には、これに十分対処しうるよう連邦取引委員会法の改正を提案する。さらに、米国の輸出に不合理かつ不公正な制限を課する国に対して障壁を高めるための大統領権限を拡大するよう提案する。

(4) 大統領が米国の利益にかなうものと判断した場合、いかなる国(ソ連等共産圏諸国を含む)に対しても最惠国待遇を供与しうる権限を付与するよう要請する。ただし、この大統領の措置については、3ヶ月以内に上院あるいは下院の多数決をもってこれを拒否しうるものとする。

(5) 米国の国際収支不均衡の是正に資するため、一時的に輸入制限を強化ないし緩和しうる権限を大統領に付

与するよう要請する。輸入制限は各國一律に課しうるほか、持続的かつ過剰な黒字を是正しない国に対してのみ適用することも可能とする。

(6) 米国内のインフレ圧力を軽減するために必要であると大統領が認めた場合には、一時的に一定限度まで輸入障壁を軽減する権限を大統領に付与するよう要請する。

(7) 発展途上国の一定の产品に対し10年間に限り特恵を供与しうる権限を要請する。ただし、織維製品、はきもの等の輸入関心品目は特恵対象から除外するとともに、他の先進国に比し米国を差別している国に対しては、その差別を撤廃しない限り特恵を供与しない。

(8) 上記輸入制限が米国の輸出に悪影響を及ぼすのを防ぐため、他国に対する補償として米国の関税を一定程度まで引き下げる権限を要請する。また米国が輸出面で大きな利益をうるため、特定の輸入障壁を緩和する権限を要請する。ただし、これらの緩和は限定的に行なうものとし、米国の年間輸入総額の2%相当額以下のものについて関税を最高20%まで引き下げるにとどめる。

(9) 米国系企業の海外所得に關し以下のような税制改正を議会に要請する。

イ. 海外において租税上の減免措置の恩恵を受けている米国系外国企業の所得に対しては、たとえそれが本国に送金されない場合でも原則として課税対象とする。

ロ. 対米輸出による収入が全収入の25%以上を占める米国企業の海外子会社の所得に対しても、米国内税率により課税する。ただし、本措置は原則として外国の低税率が対外投資の決定要因である場合にのみ適用する。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は4月6日、公定歩合を4.75%から5.25%に引き上げ9日から実施する旨発表した。これは、71年10月に5.25%から4.75%に引き下げられて以来、はじめての変更である。

本措置の趣旨について同行のブイ総裁は、「最近における米国はじめ海外の短期金利の大幅上昇もあって国内の資金需要が増大、これに伴い銀行貸出およびマネー・サプライが一段と急増している(注)。これを放置すれば先行きインフレ抑制ひいては雇用増大がいっそう困難となる懸念があるため引き上げるものであり、生産および雇用の増大に必要な資金は引き続き供給する方針である」と説明している。

(注) 73年第1四半期の銀行貸出は年率26%増、マネー・サプライは同17%増(72年中各21%、14%増)。

歐　州　諸　國

◇E C、歐州通貨協力基金を設立

E C閣僚理事会(外相)は4月3日未明、欧州通貨協力基金設立に関する規則(付属として同基金の定款を含む)を、E C設立に関する条約(いわゆるローマ条約)の第235条(注)に従って正式に採択し、本規則は4月6日をもって発効した(設立に至る経緯等については「国別動向」E Cの項参照)。

(注) 「閣僚理事会は、共同市場の運営にあたり共同体の目的のいずれかを達成するため共同体の行動が必要と判断し、かつ本条約がかかる行動をとる権限を定めていない場合には、委員会の提案に基づき全会一致で決定しかつ欧州議会と協議の後、適当な措置をとる」。

上記規則によると基金の性格、運営等は次のとおり。

(1) 基金は法人格を有する(注)。

(注) 基金の定款第6条では以下のように規定。

「基金は加盟各國の法制が法人に認める最大限の法的能力を享受する。基金はとりわけ不動産もしくは動産の購入および譲渡、共同体加盟國中央銀行への樹立開設およびこれら銀行との協定締結、信用の授受、管理を引き受けている資金の投資、職員の募集および裁判所への出廷をなしうる」。

(2) 基金はその権能の範囲内において次の事項の促進に留意する。

イ. 共同体通貨相互間の変動幅の漸進的縮小の円滑な機能。

ロ. 為替市場への共同体通貨による介入。

ハ. 對外準備政策の協調に資する中央銀行間の決済。

(3) ただし、当初は次の事項に任務を限定する。

イ. 共同体に創設された為替制度の円滑な機能。

ロ. 加盟国中央銀行の共同体通貨による介入に基づく債権債務決済の多角化。

ハ. 変動幅縮小計画に基づく相互信用供与および70年2月9日付け協定に基づく短期信用供与の管理これら信用供与の再編成による一本化。ただし、再編成にあたり協議手続など基本的な諸点は存続。

(4) 加盟国通貨による基金の業務は、欧州通貨計算単位(注)(純金0.88867088 グラムと等価)によって記帳される。

(注) 本単位の変更については、定款第5条で以下のように規定。

(i) 全加盟国が自國通貨の平価ないセントラル・レートを同時にかつ同方向に変更する時は、計算単位の価値は次のように自動的に変更される。

イ. 同一の変更率の場合は各國平価もしくはセントラル・レートの変更に完全スライド。

ロ. 異なった変更率の場合は、閣僚理事会がより大幅な変更を決定しないかぎり、平価もしくはセントラル・レートの最小変更率に完全スライド。閣僚理事会がより大幅な変更を決定

する場合は、平価ないしセントラル・レートの変更を最初に通告した加盟国の正式通告日から3日以内に、(e)に定める手続に従って決定を下すものとする。

(2) その他すべての計算単位価値の変更は、閣僚理事会が、委員会提案に基づき、通貨評議会および基金の理事会の意見を勘案し、全会一致で可決することによって、決定される。

(5) 基金は、理事会によって運営、管理され、理事会が基金を代表する。理事会のメンバーは、中央銀行総裁会議の構成員のほか、ルクセンブルク金融当局代表1名(場合によって議決権を行使)、E C委員会委員1名とする。

(6) 理事会は、基金の諸目的達成のため、閣僚理事会がE E C設立条約に従って決定する経済政策の一般指針の枠内で、かつ閣僚理事会がE C委員会の提案に基づき全会一致で決定する指令に従って、行動する。理事会は、毎年6月30日および12月31日付けて、閣僚理事会およびE E C委員会にあてた業務報告書を作成する。

◇ E C委員会、経済通貨同盟第2段階の行動計画を策定

E C委員会は4月19日、昨年10月のパリ首脳会談での経済通貨同盟第2段階移行に関する合意にかんがみ、「経済通貨同盟に関する報告書」を採択した(注)。

(注) 本報告書は、71年3月の閣僚理事会決議により本年5月1日までに作成されるものとされていた。

同報告は、第1段階の成果と教訓、第2段階の目標と内容、ならびに経済通貨同盟の円滑な機能のために必要な機構上の改革の3部に分かれているが、このうち第2段階の目標と内容については概略以下のとおり(「国別動向」参照)。

(1) 行動指針

イ. 第2段階においてとるべき行動の選択は次のような諸原則によるものとする。

(i) 同盟の円滑な機能に資すること。

(ii) 行動の統一性確保のため、種々の分野での並行主義の原則を尊重したものであること。

(iii) 同盟実現が支障なく進められるために必要な共同体の連帯性を確保すること。

(iv) これまでにすでに実現ないし予定している行動および同盟の最終的な完成のため、今後必要となる行動と連続性を有すること。

(v) 共同体レベルでの決定手続を容易にすること。

ロ. 第2段階の行動にはいくつかの基本的目標を与えるものとするが、なかでも次の三つの目標がとくに重要である。

(i) インフレ抑制

(ii) 域外に対する独自性強化

(iv) 適切な経済成長のための政策追求

ハ. 経済通貨同盟実現に伴う経済上の諸問題への認識を深めるため「E C経済調査分析研究所」(Institut des Communautés européennes pour l'analyse et la recherche économique)を創設する。

(2) 行動の内容

イ. 主要経済指標について先行き5年間の量的予測を毎年実施。また経済安定、成長、雇用促進のための指令を発し、それに必要な政策の実施。

ロ. 政府予算等の執行状況の定期的検討など財政政策の協調強化。

ハ. 通貨面での行動は次のとおり。

(i) 各国金融政策の協調強化。国際通貨問題に対する共通行動。

(ii) 変動幅縮小取決めの成果の維持、さらにはこれの改善に資する固有な為替制度の全加盟国に対する適用維持(注)。

(注) この点につきハーフェルカンプE C委員会副委員長は、「全加盟国への適用自体は第2段階移行のためのひとつの条件でなく、状況に応じ本年中あるいは第2段階移行後にできるかぎりすみやかに実現すべきひとつの手段である。変動幅の一端の縮小は第2段階中に行なうべきと考えるが、これも種々の経済政策および構造政策面での諸成果を勘案して行なうものであり、通貨面だけを切り離し、先行させることはできない」と述べている。

(iv) 加盟国間での為替相場関係は固定されるが、共同体の定める手続に従って調整可能とする(注)。

(注) この点につきハーフェルカンプ副委員長は、「單なる事前通告の域を越え、閣僚理事会が決定を下す事前協議の手続とすべきである」と述べている。

(v) 対域外共通為替政策。

(vi) 域外との資本移動から共同体全体を十分に保護する一方、域内での資本移動を漸次自由化。

(vii) 欧州通貨協力基金の機能を強化。また基金は、加盟国通貨と準備資産とを協定の定めるところに従い独自の資金として管理。

(viii) 通貨の機能を漸次果たしうる通貨計算単位を使用。

ニ. E C委員会は共同体の地域政策の第1段階として次の提案を行なう。

(i) 拡大E Cにおける主要な地域上の不均衡是正のための地域開発基金(Fonds de développement régional)の創設

(ii) 各国地域政策の協調と地域開発委員会(Comité de développement régional)の創設

ホ. 各国は社会政策の決定にあたって共同体レベルでの計画を参考とすべきであり、とくに職業再訓練も

しくは失業時に保証する所得水準等に関する提案がなされるべきである。

ヘ. 租税政策に関しては、付加価値税やある種の消費税適用にあたっての調和を図るべきである。また委員会は間接税につきとくに域内企業の合併や域内各國にまたがる親会社とその子会社に適用する税制について提案を行なう。

ト. 域内における資本移動の自由化は共同体の発展にとって基本的な目標であるが、その実現は加盟国全体が域外に対し同一の行動をとることによって容易となる。ある加盟国の企業による他の加盟国資本市場での資金調達を漸次自由化する。

チ. 共同体予算も第2段階でいっそう活用が図られるが、共同体予算がとくに新たにカバーすべき分野としては社会政策、地域政策を優先する。

◇英国政府、住宅問題白書を発表

英国政府は4月9日、「選択の拡大——住宅問題に対する次の施策」("Widening The Choice: the Next Steps in Housing")と題する白書を発表した。同白書のおもな内容は次のとおり。

(1) 住宅金融協会に対する補助金の給付

投資金利(investment rate, 預本金利に相当)引上げにもかかわらず貸付金利を9.5%の水準に維持する住宅金融協会に対し、金利が10.0%と仮定した場合の利子収入との差額を3か月間給付(注1)。

(注1) 最近の金融市場ひっ迫から、住宅金融協会に対する資金流入が減少しており、このため住宅金融協会は投資金利および貸付金利の引上げを窓闇、このため住宅金融資金の円滑な供給が阻害されることが懸念されていたもの。

(2) 住宅建設計画に関する許可基準の緩和

宅地供給をより潤沢にするため、宅地開発・住宅建設計画に対する許可基準を緩和。

(3) 遊休土地保有税(land hoarding charge)の創設

地価の上昇抑制のため、住宅用土地開発の許可を受けながら空地のまま放置している土地所有者に対し、当初の4年間は地価(計画許可日ないしは本白書発表日の市場価格の30%、5年目からは同60%)を毎年徴求。

(4) 民間の賃貸用住宅建設促進のため、住宅公社(Housing Corporation)および国民建設局(National Building Agency)の組織強化。

(5) 地方公共団体の賃貸用住宅建設、スラム浄化等に対する支持、法的権限供与(注2)。

(注2) 本白書は具体的な立法措置等には言及していない。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引下げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行6行は4月3日、それぞれ基準金利を0.5%引き下げ、4日(Midlandのみ5日)から実施する旨発表した。この結果、各行の基準金利は9.0%、7日もの通知預本金利は7.25%(基準金利マイナス1.75%)、一流企業向け当座貸越金利は10.0%(基準金利プラス1.0%)となった。

2. 今回の引下げは、納税期明けに伴う一般市場金利の低下に追随したものであり、Barclaysでは「市場金利低下の利益を顧客に還元するもの」との説明を行なっている。

◇英国、Hill Samuel と Slater Walker Securities の合併

1. 英国の著名なマーチャント・バンク Hill Samuel と保険・不動産部門等で広範な業務を営む Slater Walker Securities は、4月26日合併の意向を表明した。新会社の名称は“Hill Samuel Group Ltd.”(銀行部門は“Hill Samuel and Co. Ltd.”が担当)となり、総資産15億ポンドと英国最大のマーチャント・バンクとなる。両社の合併比率はHill Samuel 4に対し Slater Walker Securities 3とし、会長には現 Hill Samuel 会長の Sir Kenneth Keith が就任する。

2. 本合併は、知名度は高いが業務が銀行部門に集中している Hill Samuel と、資金的には余裕があるが知名度において劣り、銀行部門の弱い Slater Walker が合併することにより、銀行部門のほか保険、海運、不動産等の部門を包括兼営する一大国際金融グループを設立することをねらったものとされている。なお本合併については英蘭銀行がすでに承認を与えており、通産省が独禁法との関係で目下最終審査を進めている。

◇英・仏のマーチャント・バンクの資本提携

1. 英国のマーチャント・バンク Warburg とフランスのマーチャント・バンク Paribas(Banque de Paris et des Pays-Bas S.A.)の両行は4月5日、次のとおり資本、業務の提携を行なう旨発表した。

(1) Paribas グループは Warburg の株式の25%を取得、一方 Warburg は Paribas と半額ずつ共同出資して持株会社を新設し、これに Paribas 系主要銀行の株式の20~25%を保有させる。

(2) 上記資本提携のもとに、相互に役員を交換するほか、日常業務面でも提携を深める。

2. 本提携は、かねてから大陸諸国との結びつき強化を

図っていた Warburg と、大陸に整備された店舗網を有し英國への進出を企図していた Paribas との利益が合致したことによるものとされている。なおこうした E C 加盟国銀行との資本提携は、英蘭銀行により本年 1 月 1 日以降自由化されていたものである(1 月号「要録」参照)。

◇西ドイツ、手形オペを実施

1. ブンデス銀行は 4 月 12 日の定例中央銀行理事会において、コール・レートの異常高に対処するため、4 月 16 日からオペレーション方式による手形の買入れ(買入れの 10 日後に売り戻す条件付き、適用金利はさしあたり 12%、隨時変更可能)を行なうことを決定した。
2. 理事会終了後の記者会見において、クラーゼン総裁は次のとおりコメントを加えている。
 - (1) ブンデス銀行としては従来の引締め政策を堅持する方針に変わりではなく、この点政府とも意見の一 致をみているが、反面コール・レートが現在の異常な高水準を続けることは必ずしも適当ではないと考えられたので、オペレーション方式により量、金利両面で弾力的に資金の供給を行なうこととしたものである。
 - (2) ブンデス銀行としては、金融機関のブンデスバンクにおけるリファイナンスができるだけ高価なものにし、新たな景気政策上望ましくない信用膨張への刺激とならないようにすることが課題である。したがって、今回実施される短期的な中央銀行信用の金利は、銀行が顧客から徴収する金利よりも常に高く定められるべきものと考えている。
 - (3) 従来、再割引枠制度の下では、枠の利用は自動的に認められていたが、ブンデス銀行はこうした体制から金利、量の両面においてブンデス銀行が即効をあげるような中央銀行信用供与のやり方に切り替えるべく努力を重ねており、今回の措置もその一環である。本措置により、準備預金積み不足等に対処するためロンバード貸付を弾力的に行なう扱いは廃止される。
 - (4) 現在の高金利政策を続けるにあたり、対外経済面の危険が潜在していることは熟知しており、この点十分注意を払っていく必要があるが、現時点ではフロートと短資流入抑制措置によりこのような政策の余地はあるものと考えている。
 3. なお本措置は、4 月 30 日に一応打切りとなったが、必要に応じいつでも再開されることとされている。

◇西ドイツ 5 大経済研究所、共同景気見通し等を発表

西ドイツの民間 5 大経済研究所(注)は 4 月 16 日、恒例の共同景気見通しを公表、インフレ抑制策の強化を提言

した。なお、他の E C 諸国が安定化政策の遂行を怠る場合には、西ドイツとしては単独フロートを考慮すべしとベルリンを除く 4 研究所が主張している点が注目される。同見通しおよび政策提言の骨子は次のとおり。

(1) 1973 年の西ドイツ経済見通し

イ. 見通しの前提

(イ) 本年 2 月に決定をみたインフレ対策(安定国債の発行、安定付加税の徴収、石油税の引上げ等)が実施されること。

(ロ) 今後金融引締め政策が極端に強化されず、現在のマルクの実効切上げ幅(5~6%)が大きく変化しないこと。

ロ. 見通し

主要国の景気上昇を背景として輸出が依然力強い上昇を続けるのに加え、これに刺激されて内需、とくに設備投資の上昇等が見込まれることから、73 年の国内景況は根強い上昇基調を続け、実質成長率は 6%(72 年実績 2.9%)に達するものとみられる。

このため、マルク切上げにもかかわらず、コスト上昇を輸出価格に転嫁させる余地はなあり、一方輸入価格の上昇、賃金コスト、サービス価格の上昇等を考慮すると、本年後半の物価(GNP ならびに個人消費デフレーター)上昇率は前年同期比 6%以内にはおさまらず、同 6.5% 程度になるものとみられる。

(2) 政策提言

このような景気見通しに関しては 5 研究所が一致した見方をとっているが、これに対する景気政策およびその効果の点では見解が分かれている。

イ. ベルリンを除く 4 研究所

政府、ブンデス銀行が追加的な景気抑制策をとらなければ、インフレは加速し、政府の物価見通しは達成されず、この結果、本年末の賃金改訂交渉では 10% をはるかにこえる賃上げを招來するとの立場から以下の提言を行なっている。

(イ) 金融政策面では貸出し金利の引上げと量的な引締めを強化することが必要であり、また公定歩合を市場金利の実勢にあわせより弾力的に操作することも検討に値する。

(ロ) 財政政策の活用によりいっそその購買力吸収を図り、その対価をブンデス銀行に凍結することが必要であり、このため、経済安定成長促進法の活用のほか、政府が予定している安定付加税のかわりに、より一般的な景気付加税(Konjunkturzuschlag)を導入すること、さらには歳出の抑制等を図る要があ

る。

(イ) 為替政策を短資流入抑制、海外からの超過需要の抑制、輸入促進など輸入インフレをしゃ断するよう活用すること。ブロック・フロートは、他の加盟国が適切な安定化政策遂行への努力を払うことを前提としているので、これがもし確保されなければ、西ドイツは単独フロートへの道を歩まざるをえないであろう。

(ロ) EC諸国による対域外関税の大幅な引下げにより即効的な物価安定措置を講ずること。さらに食料品価格安定のため、農産物にかかる調整金を撤廃すること。

ロ. ベルリン研究所

ブロック・フロートによって、従来のごときドル流入によるインフレ圧力増大を回避できる状況になったことを評価し、ブロック・フロートの堅持を主張。金融引締めのこれ以上の強化は金融機関を危機的な状況に追い込むおそれがあるほか、ブロック・フロートを崩壊に導く危険すらある。現在金融機関の流動性はかなり低く、今後貸出金利の上昇や貸出抑制につながることが期待されるため、追加的なインフレ対策としては、せいぜい所得税、法人税の前納促進等にとどめること。

(ハ) なお、経済省スポーツマンは、「共同見通しおよび政策提言に関連し多数意見であるインフレ対策強化の提案はただちに受け入れるわけにはいかない。とくに緊要の場合、西ドイツがブロック・フロートから離脱すべしとの提案は政治的現実を見誤ったものであ

る」とコメントを加えた。

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Das HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg
Das Ifo-Institut für Wirtschaftsforschung, München
Das Institut für Weltwirtschaft an der Universität, Kiel
Das Rheinisch-Westfälische Institut für Wirtschaftsforschung, Essen
Das Deutsche-Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin

◇フランス、市中貸出金利を引上げ

商工銀行(le Crédit industriel et commercial)は4月16日、短期貸出基準金利を0.3%引き上げる(7.1→7.4%)とともに、商業手形割引利率、当座貸越利率もそれぞれ0.3%引き上げ(商業手形割引利率7.5→7.8%、当座貸越利率9.15→9.45%)、即日実施を決定、他の市中銀行もこれに追随した。

本措置は、前回の引上げ(0.4%、11月22日実施)以降、金融市場金利がかなり上昇(コール・レート翌日物、 $6\frac{1}{4} \rightarrow 7\frac{1}{4}\%$)し、銀行の資金調達コストへの影響が無視しがたいものとなつたため採られたものとみられている。

◇フランス、為替補償制度等を一部改正

政府は4月5日、為替補償制度の一部改正および為替管理の手直しを発表した。

(1) 為替補償制度

イ. 従来は期間2年以上の為替リスクを補償することとしていたが、今後は期間1年超の為替リスクを補償する。

ロ. また、従来は契約締結時の為替相場と代金決済時の為替相場の開きが3%をこえる場合に為替差損を補償することとしていたが、今後はECのnarrower margin scheme、すなわち2.25%までの為替差損を補償対象外とする方式に改める。

(2) 為替管理

イ. 輸入関係

先物カバー取引については、従来先物予約期間を原則として最長3ヶ月と規制していたが、これを廢止し、今後輸入業者は、輸入契約に定める決済期間の範囲内において自由に先物予約を行なうことができる。

ロ. 輸出関係

従来輸出代金回収期間については、原則として貨物の被仕向け地到着後180日をこえる場合には当局の事前認可を必要としたが、この規制を廢止する。

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質、前年同期比伸び率・%)

	1971年	1972年	1973年	1973年	
				上半期	下半期
個人消費	+ 5.6	+ 3.5	+ 4.5	+ 3.5	+ 5
政府消費	+ 7.3	+ 4.4	+ 4	+ 4	+ 4
機械設備投資	+ 4.8	+ 0.3	+ 8.5	+ 6	+11
建設投資	+ 4.3	+ 3.4	+ 6.5	+ 5	+ 7.5
輸出	+ 6.5	+ 7.6	+12.5	+14	+11.5
輸入	+ 9.8	+ 8.1	+12.5	+11.5	+14
G N P	+ 2.7	+ 2.9	+ 6	+ 5.5	+ 7
G N P デフレータ	+ 7.7	+ 6.1	+ 6	+ 5.5	+ 6.5
個人消費 デフレータ	+ 5.2	+ 5.8	+ 6.5	+ 7	+ 6.5

◇スイス、居住者の対外借入れ限度を引下げ

スイス政府は72年7月5日以来、銀行を除く居住者の対外借入れをスイス国民銀行の認可制としているが、4月16日、認可不要最高限度額を従来の1人1百万スイス・フラン相当額から5万スイス・フラン相当額に引き下げる 것을を決定(注)、即日実施した(47年7月号「要録」参照)。

(注) ただし、外貨建て借り入れ、これを外貨のまま運用するものについては、従来どおり1百万スイス・フラン相当額とする。

今次措置は、73年初に実施された市中銀行に対する貸出規制(1月号「要録」参照)等の効果から、銀行借入れが著しく困難となってきた結果、企業筋に对外借入れの動きが広範化してきたことに対処したものとみられ、金融引締めのしり抜けを防ぎ、インフレ対策の実効を確保することをねらったものとみられている。

◇スペイン、投機的資本流入抑制策を発表

スペイン大蔵省は4月上旬、投機的資本流入を抑制するため、非居住者のペセタ建勘定は今後以下のように取り扱われる旨発表した。

(1) 開設を許可される非居住者のペセタ建勘定は次の2種に限られる。

イ. A勘定

当勘定は、非居住者の対居住者債務(経常取引・資本取引を問わない)決済のためにのみ引出しが許される。また外貨の売却によって得られるペセタは当勘定に貸記されるが、当勘定のペセタを見合いとして外貨の購入はできない。

ロ. B勘定

当勘定は、居住者が非居住者に対し支払う輸入代金、投資に伴う配当・利子、投資回収金等の諸支払にかかるべセタの貸記によって開設されるもので、当勘定のペセタは交換可能。

(2) 両勘定の性格を考慮し、B勘定からA勘定への移記のみが許可される(逆は不可)。

(3) 当分の間、A勘定、B勘定とも付利は禁止される。

なお、今回の措置はもっぱらペセタに対する投機的動きを防止するためのものであって、輸出入・資本取引に関する規制の実質的変更を意味するものではない。

◇アイスランド、平価を切上げ

アイスランド政府は、クローナの平価の6%切上げを決定、4月30日から実施した。この結果、対米セントラル・レートは従来の1米ドル=98.567 クローナから1米ドル=92.98 クローナとなった。

アイスランドは昨年12月にクローナを10.7%切り下げ(1月号「要録」参照)、本年2月にも米ドルに追随して切り下げていたが、その後輸出価格動向、国際収支見通しが好転したため今回切上げを行なったものといわれている。

アジアおよび大洋州諸国

◇香港の中国系銀行、元建預金金利を再引上げ

香港の中国系銀行はこのところ元建預金の吸収に積極的態度を示してきており、本年1月の利上げ(3月号「要録」参照)に続き、3月26日、元建定期預金金利を各期間ものとも再度0.5%引き上げた。

今回の金利引上げの理由について中国系銀行は、香港内外の金利上昇傾向(注)に追随したものとしているが、中国観測家筋では、香港における株式ブームに伴い上記預金が伸び悩んでいることや、穀物・資本財輸入の増高から中国の外貨吸収の必要性が一段と高まっていることなどの事情もあるものとみている。

中国系銀行の元建定期預金利

(単位・%、カッコ内は旧利率)

期 間	利 率
6か月もの	4.5 (4.0)
1年もの	5.75 (5.25)
2年もの	6.25 (5.75)
3年もの	6.75 (6.25)

(注) 香港における香港ドル建預金利も、2月末に一律0.75%引き上げられている(4月号「要録」参照)。

◇南ベトナム、輸入抑制措置を強化

南ベトナム政府は国際収支の悪化に対処して、このほど輸入抑制措置を強化した。概要次のとおり。

(1) 輸入積立金制度(注)の拡充

イ. 適用品目の追加(2月22日から実施)

家庭電気製品、音響機器、カメラ等のしゃし品を主体とする計22品目の輸入につき、新たに1米ドル当たり200ピアストルの積立てを義務づける。

ロ. 繊維製品輸入に対する積立金を従来の1米ドル当たり200ピアストルから600ピアストルに増額(3月3日から実施)。

(2) 繊維製品に対する輸入平衡税の増額(2月25日から実施)

繊維製品の輸入に対する平衡税課税額を1米ドル当たり160ピアストル増額する(従来、課税基準レート<1米ドル=800ピアストル>と公定為替レート・プラス

関税(25%)との差額を徴収していたが、今回同基準レートを1米ドル=960ピアストルに引き上げたもの)。

(注) 輸入業者がL/C開設後6か月間、ベトナム国立銀行に積立てを行なう制度で、従来は国産化が進んでいる繊維製品輸入のみが本制度の対象とされていた。

◇インドネシア、円借款取決めに調印

インドネシア政府は3月30日、海外経済協力基金との間で230億円の円借款取決めに調印した(供与条件——金利3%、返済期間、据置き7年を含む25年、アンタイド)。

本借款は、昨年3月スハルト大統領訪日の際、両国政府間で合意に達した総額620億円の初回分であり(残額は74~76年に供与)、インドネシア国営石油公社(プルタミナ)の石油開発プロジェクト向けに使用される。

なお、同借款に対する見合いとしての意味もあって、73年以降10年間に58百万㎘の低硫黄原油をわが国に輸出する契約が、同日プルタミナと本邦石油会社との間で締結された。

◇インドの1973/74年度予算案

インド政府は2月28日、1973/74年度予算案を議会に提出した。チャパン蔵相は予算演説において、同国経済

が昨年來食糧不足、消費者物価の高騰などの困難な問題に当面しており、①生活必需物資の増産、配給制度の拡充等によるインフレの抑制、②成長率を高めるための貯蓄、投資率の引上げ、③輸出の促進、輸入制限による対外経済面の建直し、④失業問題を解決するための都市・農村における雇用機会の造出、などが喫緊の課題である旨を強調している。

本予算案の概要、次のとおり。

(1) 予算総額は、771億ルピーと前年度当初予算比13.2%の伸びとなっているが、前年度は干ばつによる食糧危機救済のための州政府への貸付を中心に大幅な補正が行なわれたことから、同修正予算比では2.0%の減少。

(2) 経常勘定……歳出は行政費の増加にもかかわらず、州政府交付金が減少したほか、国防費が前年度並みに抑制されたこともある、総額475億ルピーと前年度修正予算比3.5%の増加にとどまっている。これに対して歳入総額は、諸税の增收などから483億ルピーと前年度修正予算比4.4%の増加を予定、歳入超過額8億ルピー(前年度4億ルピー)を資本勘定に繰り入れることとしている。

(3) 資本勘定……歳出は、州政府への貸付金、経済開発費の抑制もあって、288億ルピーと前年度修正予算比11.1%減。これに対し、歳入も国債発行を大幅に減額することとしたため、254億ルピーと前年度修正予算比5.6%の減少となっている。

◇イランの第5次経済開発5か年計画

イラン政府はさる3月、第5次経済開発5か年計画を発表した。同計画は昨年11月、政府原案の形でとりあえず公表された(1月号「要録」参照)が、本年2月議会において審議の結果一部修正が加えられ、今回正式発表に及んだものである。

同計画の概要、次表のとおり。

歳 入			歳 出		
	1972/73 年度 修正予算	1973/74 年度 予算案		1972/73 年度 修正予算	1973/74 年度 予算案
経 常 勘 定			経 常 勘 定		
所 得 税	11	13	一般 行 政 費	220	247
法 人 税	56	60	國 防 費	140	140
消 費 税	186	201	州 政 府 交 付 金	99	88
関 稅	81	82	そ の 他 と も 計	459	475
そ の 他 と も 計	463	483	歳 入 超 過 額 (資本勘定繰入れ)	4	8
資 本 勘 定			資 本 勘 定		
経常勘定余剰	4	8	開 発 費	94	90
國 債	48	33	うち 経済・社会	54	53
外 国 援 助	33	40	國 防	20	20
州 政 府 へ の 貸 付 金 返 済	126	115	鐵 道	20	17
少 額 貯 蓄	30	33	州 政 府 へ の 貸 付	230	197
そ の 他 と も 計	269	254	そ の 他 と も 計	324	288
合 計	787	771	合 計	787	771

(注) 会計年度は4月1日から翌年3月31日。

部門別達成目標

(単位・億リアル)

	1972/73年度 (実績見込み)	1977/78年度	実質成長率 (%)
農業	2,030	2,650	5.5
石油	3,170	5,540	11.8
鉱工業等	2,405	4,890	15.0
サービス	4,655	8,020	11.5
GDP (要素費用)	12,260	21,100	11.4

部門別投資内訳

(単位・億リアル)

	公共部門	民間部門	合計
農業	1,026	500	1,526
工業	1,756	3,268	5,024
石油	1,904	1,397	3,301
ガス	845	470	1,315
電力	1,188	—	1,188
運輸通信	2,407	40	2,447
住宅	940	3,088	4,028
教育	1,259	26	1,285
その他	4,155	335	4,490
合計	15,480	9,124	24,604

◇イランの1973/74年度予算案

イラン政府は3月4日、1973/74年度予算案を議会に提出した。同国は近年、巨額の石油収入(71/72年度約21億ドル)を背景に実質10%以上の高度成長を持続しており、本年度に始まる第5次5か年計画(1月号「要録」参照)を積極的に推進する見地から、前年度に引き続き、かなり意欲的な予算を編成している。

本予算案の概要、次のとおり。

(1) 賽出は、公務員給与等の引上げに伴う一般行政費(前年度比+86.0%)の大幅伸長に加え、中東情勢の緊迫化を映じた国防費(同+32.6%)および文教、社会福祉拡充のための社会関係費(同+26.2%)の増額もあって、総額4,706億リアルと前年度比+21.6%増。なお、経済関係費は、第5次5か年計画の重点を農業および社会福祉面におき、電力、鉱業、運輸通信部門等の支出を抑制する方針をとったため、前年度比3%の減少ながら、その規模は歳出総額の3割近くに達している。

(2) 賽入は、公示価格引上げに伴う石油部門の増収(前年度比+27.0%)および所得税、関税を中心とする

イランの1973/74年度予算案

(単位・億リアル)

	1972/73 年度 (当初予算)	1973/74 年度	前年度比
歳入	租税収入	976	1,186
	石油収入	1,783	2,265
	国内借入れ	419	670
	海外借入れ	367	420
	その他の	324	165
合計	3,869	4,706	21.6
歳出	一般行政費	365	679
	国防費	1,009	1,338
	社会関係費	831	1,049
	経済関係費	1,381	1,335
	その他の	283	305
合計	3,869	4,706	21.6

(注) 会計年度は3月21日から翌年3月20日。

税収増(同+21.5%)に加え、国債発行による国内借入れの大幅増加(同+59.9%)を見込んでいる。

◇豪州、支払準備率を引上げ

豪州準備銀行は4月9日、商業銀行の支払準備率を4月17日、同30日の2回にわたりそれぞれ0.5%ずつ引き上げ、現行の6.6%から7.6%とする旨発表した。

同国では、従来から賃金上昇、短資流入急増に伴うインフレ高進に悩んでいるものの、国内景気の不振から引き締め実施を見合わせてきた。しかしながらここへきて、①羊毛、食肉等農産品価格の上昇を映し生産者所得が回復をみていること、②州交付金の増額、減税など財政面からの景気刺激策もあって、消費需要が持ち直しつつあること、③輸出が引き続き好調なこと、などから本措置に踏み切ったものである。

共産圏諸国

◇ユーゴスラビア、インフレ抑制策を強化

ユーゴスラビアでは、70年以降設備投資の行き過ぎ、あいつぐ平価切下げによる輸入価格の上昇、賃金引き上げなどから、インフレの高進(注)と国際収支の悪化に悩まされている。このため政府は、本年にはいりこれまでのインフレ抑制と国際収支改善のための施策を強化しているものの、2年来のインフレ克服は容易でないとみられている。

最近実施されたおもな施策は次のとおりである。

- (1) 賃金カットもしくは据置き(1月以降6か月)
 - (2) 物価凍結(2月15日以降半年間昨年末水準にくぎづけ)
 - (3) 対米ドル相場追随切下げ(2月14日、1ドル=17デイナール)
 - (4) 強制貯蓄(高額所得者の国債保有義務づけ)
 - (5) 増税(自動車、別荘所有者対象)
 - (6) 設備投資緩延べ(非生産企業の新規投資1年間停止)
- (注) 過去2年間の物価上昇率15%、昨年中の生計費上昇前年比17%。

◇モンゴル、1972年経済実績と1973年計画を発表

モンゴル政府はさきごろ、第5次5か年計画(1971~75年)第2年度に当たる72年の経済実績ならびに73年の経済計画を発表した。その大要次のとおり。

(1) 1972年の経済実績

農業が凶作となったため、畜産の回復、鉱工業の好伸びにもかかわらず、国民所得の伸び率は3.5%とほぼ前年並みにとどまった(別表参照)。

イ. 農牧畜業……農業はアジア内陸部を襲ったかんば

モンゴルの主要経済指標

つの影響を受けて61年来最悪の作柄となり、穀物収穫高は、記録的豊作の71年(414千トン)比実に44.0%減の232千トンと、食糧自給ライン(約30万トン)を大きく割った。また牧畜業では、家畜保有頭数は5年ぶりに減少となった模様であるが、国家による家畜の調達実績は前年を3.2%方上回った。

ロ. 鉱工業…生産の前年比伸び率は11.4%と、62年来の最高となった。これは、コメコン諸国ごとにソ連の協力によるダルハン工業地帯の建設が進展し、新銳工場があいついで操業を開始したことによるもので、建設資材、畜産加工をはじめほとんどの業種が前年より増産となった。

(2) 1973年の経済計画

現5か年計画の基本線に沿って引き続き牧畜業の振興と鉱工業の開発を重点的に推進するほか、農業生産の建直しを行ない、農牧畜業の不振による71年来の経済停滞からの脱却を図る計画である(国民所得前年比11%増)。

イ. 農牧畜業…生産は前年比14%増と策定。また国家調達では、家畜の前年比1.6%増に対し、穀物、ばれいしょ、野菜は前年の2~3倍への増産を計画している。

ロ. 鉱工業…エネルギー部門の強化を基盤に、セメント、れんが等の建設資材の大幅増を図るほか、食品、繊維製品等の消費財も増産し、全体では11%の高い伸びを持続させる。

ハ. 投資…以上の諸目標を達成するため、前年比13.2%増に当たる12.3億トゥグリク(3.7億ドル相当)の投資を、生産部門ごとに牧畜業部門重点に行なう。

	1971年実績	1972年実績	1973年計画
國民所得(増減(△)率)	3.6	3.5	11.0
鉱工業生産(%)	9.4	11.4	11.0
農牧畜業生産(%)	△ 0.9	...	14.0
農業生産(%)	28.1
牧畜業生産(%)	△ 7.0
投資額(%)	8.2	...	13.2
投資配分(百分率)	100.0	100.0	100.0
生産部門	70.0	72.9	75.1
うち農牧畜業(うち牧畜業)	27.0(...)	35.4(...)	38.6(30.5)
鉱工業	26.8	24.9	21.4
非生産部門	30.0	27.1	24.9